

新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号。）第25条第2項の規定に基づき、景観形成に著しく寄与すると認められる行為をしようとするものに対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(協定の定義)

第2条 「まちなみ整備なじらね協定」（以下「なじらね協定」という。）とは、市長が別に定める助成対象地域に所在する原則として連続する3軒以上の建築物等のそれぞれの所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が、魅力的な景観形成につながる基本計画図（以下「基本計画図」という。）に基づき、景観形成に著しく寄与する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の整備に向け、建築物等の改修等の際に遵守すべき事項を定め、相互に締結する協定をいう。

(基本計画作成費の助成)

第3条 市長は、所有者等がなじらね協定の締結のために基本計画図を作成しようとするときは、これに要する費用（以下「基本計画作成費」という。）を予算の範囲内で助成することができる。

2 前項の規定により交付する助成金の額は、第5条の規定により申請された額のうち、市長が必要と認める額とする。

(基本計画作成費の助成対象者)

第4条 前条第1項の基本計画作成費の助成を受けることができる者は、第2条に規定するなじらね協定を締結し、第10条の規定による認定を受ける所有者等の代表者で、市長が助成を行う必要があると認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として基本計画作成費の助成金を受けることができない。

(1) 市税を滞納している所有者等が含まれている場合

(2) 既に、基本計画作成費の助成を受けている場合

(基本計画作成費助成金の交付申請)

第5条 第3条第1項に規定する助成金（以下「基本計画作成費助成金」という。）の交付を受けようとする所有者等の代表者は、基本計画作成費助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(基本計画作成費助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を基本計画作成費助成金（交付・不交付）決定通知書により交付申請をした所有者等の代表者に通知する。

2 市長は、基本計画作成費助成金の交付決定を行った年度と同じ年度中に、第10条第1項の既定によるなじらね協定の認定を受けることができない場合、基本計画作成費助成金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、基本計画作成費助成金の交付を決定する場合に、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(基本計画作成費助成金の交付申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた所有者等の代表者は、第5条の申請内容に係る変更、中止又は廃止をしようとするときは、基本計画作成計画（変更・中止・廃止）承認申請書を速やかに提出して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認の可否を基本計画作成費計画（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書により前項の代表者に通知するものとする。

(なじらね協定の締結)

第8条 なじらね協定は、下記に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として連続する3軒以上の建築物等の所有者等による協定であること。

ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。

(3) 公益上、支障がないこと。

(4) 協定において次に掲げる事項が定められていること。

ア 協定の名称

イ 協定を締結した者の住所、氏名

ウ 代表者の住所、氏名

エ 協定の目的

オ 建築物等に関する基準（魅力的な景観形成に向けた建築物等の改修等の際に遵守すべき建築物等の部位等に関する事項（屋根、外壁、門、塀、かき、柵、看板等の構造、形態、意匠等）で、新潟市景観アドバイザー会議を活用したもの。また、地区計画等(都市計画法第12条の4)又は建築協定（建築基準法第69条）が定められている地域においては、既に地区計画又は建築協定に規定されている内容と同様の内容でないこと。）

カ 協定の区域

キ 協定の期間

2 なじらね協定を締結しようとする者は、前項の要件を協定に定めるにあたり、事前に市と協議しなければならない。

3 なじらね協定を締結した所有者等は、協定に定められている内容を遵守するよう努めなければならない。

（なじらね協定の認定申請）

第9条 なじらね協定の代表者は、なじらね協定認定申請書により、なじらね協定の認定を市長に申請することができる。

（なじらね協定の認定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された協定の内容を審査し、その内容が第1条の趣旨に適うものであり、かつ、第8条第1項に定める要件を満たしていると認めるときは、これをなじらね協定として認定することができる。

2 市長は、前項の認定をしたときは、なじらね協定認定通知書により、認定の申請をしたなじらね協定の代表者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の認定をしないときは、なじらね協定非認定通知書により、認定の申請をしたなじらね協定の代表者に通知するものとする。

(なじらね協定の変更等の届出)

第11条 前条の規定による認定を受けたなじらね協定の代表者は、なじらね協定において定めた事項を変更し、又は廃止しようとするときは、事前に市と協議しなければならない。

2 前条の規定による認定を受けたなじらね協定の代表者は、なじらね協定において定めた事項を変更し、又は廃止したときは、遅滞なく、なじらね協定（変更・廃止）届出書により市長に届出なければならない。

3 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を審査し、協定の変更の承認を、なじらね協定認定変更承認通知書により届出を行ったなじらね協定の代表者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による変更の届出の内容が第1条の趣旨に適さなくなると認めるとき及び廃止の届出があったときは、なじらね協定の認定を取り消し、なじらね協定認定取消通知書により届出を行ったなじらね協定の代表者に通知するものとする。

(建築物等整備費の助成)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による認定を受けたなじらね協定を締結している所有者等に対して、次の各号に掲げる費用（以下「建築物等整備費」という。）を予算の範囲内で助成することができる。

(1) 建築物工事費（建築物等の外観の整備に要する費用等）

(2) 工作物工事費（門、塀、かき又は柵の築造、看板の整備等に要する費用等）

2 前項の規定により交付する助成金の額は、第14条の規定により申請された額のうち、市長が必要と認める額とする。

（建築物等整備費の助成対象者）

第13条 前条第1項に規定する建築物等整備費の助成を受けることができる者は、第10条第1項の規定による認定を受けたなじらね協定を締結している所有者等で、なじらね協定に基づき、第1条の趣旨に適う建築物等の改修等を行った所有者等のうち、市長が助成を行う必要があると認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、原則として、助成金を受けることができない。

（建築物等整備費助成金の交付申請）

第14条 第12条に規定する助成金（以下「建築物等整備費助成金」という。）の交付を受けようとする者は、建築物等整備費助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（建築物等整備費助成金の交付決定）

第15条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を建築物等整備費助成金（交付・不交付）決定通知書により交付申請をした者に通知する。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合に、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（建築物等整備費助成金の交付申請内容の変更等）

第16条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた所有者等は、第14条第1項の申請内容に係る変更、中止又は廃止をしようとするときは、建築物等整備費計画（変更・中止・廃止）承認申請書を速やかに提出して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認の可否を建築物等整備費計画（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書により前項の申請者に通知するものとする。

（基本計画作成費助成金の実績報告）

第17条 基本計画作成費の助成対象者は、第10条第1項の規定によるなじらね協定の認定を受けてから助成金の交付の決定に係る市の会計年度の2月末日までに、基本計画作成費実績報告書を市長に提出しなければならない。

（基本計画作成費助成金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告が第6条の交付決定に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定を行うとともに、基本計画作成費助成金額確定通知書により基本計画作成費の助成対象者に通知し、助成金を交付するものとする。

（建築物等整備費助成金の実績報告）

第19条 建築物等整備費の助成対象者は、助成対象となる事業が完了してから助成金の交付の決定に係る市の会計年度の2月末日までに、建築物等整備費実績報告書を市長に提出しなければならない。

（建築物等整備費助成金の交付）

第20条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告が第15条の交付決定に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定を行うとともに、建築物等整備費助成金額確定通知書により建築物等整備費の助成対象者に通知し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し、返還）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、基本計画作成費及び建築物等整備費の助成対象者（以下「助成対象者等」とい

う。)にその返還を命ずることができる。

(1) 第6条第1項に規定する基本計画作成費助成金の交付決定を受けた申請内容について、第7条第2項に規定する交付申請内容の変更の承認を受けずに変更し、その変更の内容について、助成金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

(2) 第6条第2項の規定による場合

(3) 第6条第3項及び第15条第2項に規定により付された条件を遵守しなかったとき。

(4) 第7条第1項に規定する中止又は廃止の承認申請を行ったとき。

(5) 第15条第1項に規定する建築物等整備費助成金の交付決定を受けた申請内容について、第16条第2項に規定する交付申請内容の変更の承認を受けずに変更し、その変更の内容について、助成金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

(6) 第16条第1項に規定する中止又は廃止の承認申請を行ったとき。

(7) 第22条第3項の規定による命令に従わなかったとき。

(8) 提出書類に虚偽の記載や助成金の交付に関して不正行為があったとき。

(9) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(10) その他助成金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消した場合は、助成金交付決定取消通知書により、助成対象者等に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成対象者等に対し、助成金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告・指導監督)

第22条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めたときは、助成対象者等に対し期限を定めて、報告依頼書により、報告を求め、その内容を調査することができる。

2 助成対象者等は、前項の報告依頼があったときは、定められた期限までに、報告書に

より、市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による報告が無い場合及び報告の内容が第6条及び第15条の規定による交付決定に適合しないと認めるときは、助成対象者等に対し、必要な処置を命ずることができる。

(維持・保全)

第23条 建築物等整備費の助成対象者は、第14条第1項に規定する建築物等整備費助成金を受けて整備した建築物等を、なじらね協定の目的に沿って、維持・保全に努めなければならない。

- 2 建築物等整備費の助成対象者は、第14条第1項に規定する建築物等整備費助成金の交付を受けて整備した建築物等を、第三者に譲渡し、又は賃貸しようとするときは、第三者が、第1条に規定する趣旨及びなじらね協定の内容をよく理解し、建築物等の維持・保全に努めるよう、説明しなければならない。

(様式)

第24条 この要綱による申請、報告書その他の書類の様式は、別表に掲げる別記様式のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定による様式によりがたいと認めるときは、その都度これを変更することができる。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	書類の名称	様 式
要綱第 5 条関係	基本計画作成費助成金交付申請書	別記様式第 1 号
要綱第 5 条関係	助成事業計画書（基本計画作成費）	別記様式第 2 号
要綱第 5 条関係	助成事業収支予算書（基本計画作成費）	別記様式第 3 号
要綱第 5 条関係	協定を締結する予定者の住所、氏名一覧表	別記様式第 4 号
要綱第 6 条第 1 項関係	基本計画作成費助成金（交付・不交付）決定通知書	別記様式第 5 号
要綱第 7 条第 1 項関係	基本計画作成費計画（変更・中止・廃止）承認申請書	別記様式第 6 号
要綱第 7 条第 2 項関係	基本計画作成費計画（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書	別記様式第 7 号
要綱第 9 条関係	なじらね協定認定申請書	別記様式第 8 号
要綱第 9 条関係	同意書	別記様式第 9 号
要綱第 1 0 条第 2 項関係	なじらね協定認定通知書	別記様式第 1 0 号
要綱第 1 0 条第 3 項関係	なじらね協定非認定通知書	別記様式第 1 1 号
要綱第 1 1 条第 2 項関係	なじらね協定（変更・廃止）届出書	別記様式第 1 2 号
要綱第 1 1 条第 3 項関係	なじらね協定認定変更承認通知書	別記様式第 1 3 号
要綱第 1 1 条第 4 項関係	なじらね協定認定取消通知書	別記様式第 1 4 号
要綱第 1 4 条第 1 項関係	建築物等整備費助成金交付申請書	別記様式第 1 5 号
要綱第 1 4 条第 1 項関係	助成事業計画書（建築物等整備費）	別記様式第 1 6 号
要綱第 1 4 条第 1 項関係	助成事業収支予算書（建築物等整備費）	別記様式第 1 7 号
要綱第 1 4 条第 1 項関係	同意書	別記様式第 1 8 号
要綱第 1 5 条第 1 項関係	建築物等整備費助成金（交付・不交付）決定通知書	別記様式第 1 9 号
要綱第 1 6 条第 1 項関係	建築物等整備費計画（変更・中止・廃止）承認申請書	別記様式第 2 0 号
要綱第 1 6 条第 2 項関係	建築物等整備費計画（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書	別記様式第 2 1 号
要綱第 1 7 条関係	基本計画作成費実績報告書	別記様式第 2 2 号
要綱第 1 7 条関係	助成事業収支決算書（基本計画作成費）	別記様式第 2 3 号
要綱第 1 7 条関係	助成事業報告書（基本計画作成費）	別記様式第 2 4 号
要綱第 1 8 条関係	基本計画作成費助成金額確定通知書	別記様式第 2 5 号

要綱第 1 9 条関係	建築物等整備費実績報告書	別記様式第 2 6 号
要綱第 1 9 条関係	助成事業収支決算書（建築物等整備費）	別記様式第 2 7 号
要綱第 1 9 条関係	助成事業報告書（建築物等整備費）	別記様式第 2 8 号
要綱第 2 0 条関係	建築物等整備費助成金額確定通知書	別記様式第 2 9 号
要綱第 2 1 条第 2 項関係	助成金交付決定取消通知書	別記様式第 3 0 号
要綱第 2 1 条第 3 項関係	助成金返還命令書	別記様式第 3 1 号
要綱第 2 2 条第 1 項関係	報告依頼書	別記様式第 3 2 号
要綱第 2 2 条第 2 項関係	報告書	別記様式第 3 3 号

別記様式第1号（要綱第5条関係）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

助成対象団体代表者

住所

氏名

連絡先

基本計画作成費 助成金交付申請書

新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費)

- ## 2 協定の予定名称

- ### 3 助成事業の目的及び内容

※助成事業の内容は助成事業計画書のとおり

- 4 助成対象費用 円

- 5 交付申請額及びその算定方法 円

※算定方法は助成事業収支予算書のとおり

- 6 助成事業の着手（予定）年月日 年 月 日

- 7 助成事業の完了（予定）年月日 年 月 日

- 8 市税の滞納状況 協定締結予定者に市税を滞納している者は
 いません ・ います
 (該当する方に○をつけてください)

- ## 9 添付書類

- (1) 助成事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 助成事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 協定を締結する予定者の住所、氏名、改修等実施予定時期一覧表（別記様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（市税の課税がない法人及び個人や非課税団体などは省略可）
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

助成事業計画書（基本計画作成費）

（１）事業の概要

事業着手予定日	年 月 日		
事業完了予定日	年 月 日		
事業内容	数量・単位等	備考	

（２）添付書類

（イ）位置図

（ロ）現況写真

別記様式第3号（要綱第5条関係）

助成事業収支予算書（基本計画作成費）

（1）助成対象経費の内訳

事業費	収 入		支 出		
	区 分	金 額	区 分	金 額	説 明
	市補助金				
	自己資金				
	計		計		

（2）交付申請額及び算定方法

交付を受けようとする補助金の額				
同上 算出基礎	事業内容	事業費	事業費の内、 助成対象費用	申請する助成 金の額※
計				

※申請する助成金の額は、要した助成対象費用の1／2又は限度額のいずれか低い方（1地区あたり）とし、申請する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

（3）添付書類

（イ）基本計画図の作成を建築士等に委託する場合の見積書

別記様式第4号（要綱第5条関係）

協定を締結する予定者の住所、氏名、改修等実施予定時期一覧表

No.	住 所	氏 名	改修等実施予定時期
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※協定を締結する予定者が多数の場合は、行数を適宜追加してください。（複数頁可）

※協定を締結する予定の区域がわかる位置図を添付してください。

※代表者のNo. 数字に○を付けてください。

別記様式第5号（要綱第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

助成対象団体代表者

氏名 様

新潟市長 印

基本計画作成費 助成金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記のとおり（交付・不交付）と決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費)
- 2 協定の予定名称
- 3 助成金交付決定額
- 4 不交付の理由
- 5 交付条件
 - (1) 年度中に、要綱第10条第1項の規定によるなじらね協定の認定を受けることができない場合は、基本計画作成費助成金の交付決定を取り消すものとする。
 - (2) 助成事業等要する予算又は内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 上記の助成金交付決定額は、現段階での見込み金額であり、助成金額については、実績報告を受けて確定するものとする。
 - (6) その他の条件

別記様式第 6 号（要綱第 7 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

助成対象団体代表者

住所

氏名

連絡先

基本計画作成費 計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記の理由により計画を（変更・中止・廃止）したいので申請します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費)
- 2 協定の予定名称
- 3 (変更・中止・廃止) の内容
- 4 (変更・中止・廃止) の理由
- 5 添付書類
以下の書類で、変更に関わるもの
(1) 助成事業計画書（別記様式第 2 号）
(2) 助成事業収支予算書（別記様式第 3 号）
(3) 協定を締結する予定者の住所、氏名、改修等実施予定時期一覧表（別記様式第 4 号）
(4) その他市長が必要と認めるもの

別記様式第7号（要綱第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

助成対象団体代表者

氏名 様

新潟市長 印

基本計画作成費 計画（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書

年 月 日付で計画（変更・中止・廃止）承認申請のあった新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記のとおり（承認・非承認）としましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費)
- 2 協定の予定名称
- 3 (変更・中止・廃止) の内容
- 4 (変更・中止・廃止) の理由
- 5 非承認の理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者（代表者）住所
氏名
連絡先

なじらね協定認定申請書

新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金交付要綱第 9 条の規定により、なじらね協定の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 協定の名称

2 添付書類

- （1）協定書の写し
- （2）協定の対象となる区域を示す図面
- （3）協定締結者の住所、氏名、改修等実施予定時期一覧表
- （4）同意書（別記様式第 9 号）（土地又は建物を借りている場合に限る。）
- （5）その他市長が必要と認めるもの

別記様式第9号（要綱第9条関係）

同意書

建物使用者 が、なじらね協定（ ）を締結することについて、利害関係者として同意いたします。

建築物等所在地 新潟市

年 月 日

土地・建物所有者 住所

氏名 _____ 印 _____

別記様式第 1 0 号（要綱第 1 0 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

申請者（代表者）
氏名 様

新潟市長 印

なじらね協定認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあったなじらね協定について、下記のとおり
認定しましたので通知します。

記

- 1 協定の名称
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日

別記様式第 1 1 号（要綱第 1 0 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

申請者（代表者）
氏名 様

新潟市長 印

なじらね協定非認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあったなじらね協定について、下記のとおり
認定しない旨通知します。

記

- 1 認定申請された協定の名称
- 2 認定しない理由

別記様式第 1 2 号（要綱第 1 1 条第 2 項関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者（代表者）住所
氏名
連絡先

なじらね協定（変更・廃止）届出書

年 月 日付けで認定を受けたなじらね協定において定めた事項を（変更・廃止）したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

1 協定の名称

2 当初の認定番号 第 号

3 変更・廃止の内容

4 変更・廃止の理由

5 添付書類

以下の書類で、変更に関わるもの

- （1）協定書の写し
- （2）協定の対象となる区域を示す図面
- （3）協定締結者の住所、氏名、改修等実施予定時期一覧表
- （4）同意書（別記様式第 9 号）（土地又は建物を借りている場合に限る。）
- （5）その他市長が必要と認めるもの

別記様式第 1 3 号（要綱第 1 1 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

届出者（代表者）
氏名 様

新潟市長 印

なじらね協定認定変更承認通知書

年 月 日付けで届出のあったなじらね協定の変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 協定の名称
- 2 変更後の認定番号 第 号 の
- 3 認定変更承認年月日 年 月 日

別記様式第 1 4 号（要綱第 1 1 条第 4 項関係）

第 号
年 月 日

届出者（代表者）
氏名 様

新潟市長 印

なじらね協定認定取消通知書

年 月 日付けで届出のあったなじらね協定の（変更・廃止）を受け、下記
のとおり認定を取り消したことを通知します。

記

- 1 取り消した協定の名称
- 2 取り消した協定の認定番号 第 号
- 3 認定取消年月日 年 月 日
- 4 取消理由

別記様式第15号（要綱第14条第1項関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

助成対象者 住所
氏名
連絡先

建築物等整備費 助成金交付申請書

新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金交付要綱第14条の規定により、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
（建築物工事費、工作物工事費）

2 協定の名称及び認定番号

3 助成事業の目的及び内容

※助成事業の内容は助成事業計画書のとおり

4 助成対象費用 円

5 交付申請額及びその算定方法 円

※算定方法は助成事業収支予算書のとおり

6 助成事業の着手（予定）年月日 年 月 日

7 助成事業の完了（予定）年月日 年 月 日

8 助成事業の公表の内容、方法

9 市税の滞納状況 私は市税を 滞納していません・滞納しています
（該当する方に○をつけてください）

10 添付書類

- （1）助成事業計画書（別記様式第16号）
- （2）助成事業収支予算書（別記様式第17号）
- （3）同意書（別記様式第18号）（土地又は建物を借りている場合に限る。）
- （4）市税の納税証明書（市税の課税がない法人及び個人や非課税団体などは省略可）
- （5）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- （6）その他市長が必要と認めるもの

助成事業計画書（建築物等整備費）

（1）事業の概要

事業着手予定日	年 月 日		
事業完了予定日	年 月 日		
事業内容	数量・単位等	備考	

（2）添付書類

- （イ）位置図
- （ロ）設計図
- （ハ）現況写真（全景及び施工予定箇所ごとの施工前の状況が確認できるもの）

別記様式第 1 7 号（要綱第 1 4 条第 1 項関係）

助成事業収支予算書（建築物等整備費）

（１）助成対象経費の内訳

事業費	収 入		支 出		
	区 分	金 額	区 分	金 額	説 明
	市補助金				
	自己資金				
	計		計		

（２）交付申請額及び算定方法

交付を受けようとする補助金の額				
同上 算出基礎	事業内容	事業費	事業費の内、 助成対象費用	申請する助成 金の額※
計				

※申請する助成金の額は、助成対象費用の 1／2 又は限度額のいずれか低い方（1 軒あたり）とし、申請する助成金の額に 1，000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

（３）添付書類

（イ）設計書（見積書）

別記様式第18号（要綱第14条第1項関係）

同意書

建物使用者が、なじらね協定（ ）に基づく活動（土地・建物に係る改修工事等）を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

建築物等所在地 新潟市

年 月 日

土地・建物所有者 住所

氏名

印

第 号
年 月 日

様

記

- 1 助成金の名称
新潟市まちなみ整備ならね協定促進事業助成金
(建築物工事費、工作物工事費)
- 2 協定の名称及び認定番号
- 3 助成金交付決定額
- 4 不交付の理由
- 5 交付条件
 - (1) 助成事業に要する予算又は内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 上記の助成金交付決定額は、現段階での見込み金額であり、助成金額については、実績報告を受けて確定するものとする。
 - (5) その他の条件

年 月 日

（宛先）新潟市長

助成対象者 住所
氏名
連絡先

建築物等整備費 計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた
新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記の理由により計画を（変
更・中止・廃止）したいので申請します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
（建築物工事費、工作物工事費）
- 2 協定の名称及び認定番号
（協定に変更があった場合は、変更後の協定の名称及び認定番号）
- 3 （変更・中止・廃止）の内容
- 4 （変更・中止・廃止）の理由
- 5 添付書類
以下の書類で、変更に関わるもの
（1）助成事業計画書（別記様式第 1 6 号）
（2）助成事業収支予算書（別記様式第 1 7 号）
（3）同意書（別記様式第 1 8 号）（土地又は建物を借りている場合に限る。）
（4）その他市長が必要と認めるもの

別記様式第 2 1 号（要綱第 1 6 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

助成対象者
氏名 様

新潟市長 印

建築物等整備費 計画（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書

年 月 日付で計画（変更・中止・廃止）承認申請のあった新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記のとおり（承認・非承認）としましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
（建築物工事費、工作物工事費）
- 2 協定の名称及び認定番号
- 3 （変更・中止・廃止）の内容
- 4 （変更・中止・廃止）の理由
- 5 非承認の理由

別記様式第22号（要綱第17条関係）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

助成対象団体代表者

住所

氏名

連絡先

基本計画作成費 実績報告書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた新潟市まちなみ整備ならね協定促進事業助成金について、事業が完了しましたので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|-------------------------|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 助成金の名称 | 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費) | | |
| 2 | 協定の名称及び認定番号 | | | |
| 3 | 助成対象費用 | | | |
| 4 | 交付決定額及びその精算額 | 交付決定額 | P | |
| | | 精 算 額 | P | |
| 5 | 助成事業完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 助成事業の成果 | 助成事業報告書のとおり | | |
| 7 | 助成事業の精算にかかる収支明細 | 助成事業収支決算書のとおり | | |
| 8 | 助成事業の公表の状況 | | | |
| 9 | 添付書類 | | | |
| | (1) 助成事業収支決算書(別記様式第23号) | | | |
| | (2) 助成事業報告書(別記様式第24号) | | | |
| | (3) その他市長が必要と認める書類 | | | |

助成事業収支決算書（基本計画作成費）

（１）助成事業の精算に係る収支明細

事業費内訳					
	区分	予算額	決算額	決算額の内、 補助対象費用	申請する 助成金の額※
収入	市補助金				
	自己資金				
支出					
収支差引額		円			

※申請する助成金の額は、要した助成対象費用の 1 / 2 又は限度額のいずれか低い方（1 地区あたり）とし、申請する助成金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

（２）その他添付書類

- （イ）基本計画作成費に係る契約書の写し
- （ロ）領収書等の写し

助成事業報告書（基本計画作成費）

（1）事業の概要

事業着手日	年 月 日		
事業完了日	年 月 日		
事業内容	計 画	完 了	
	数量・単位	数量・単位	

（2）添付書類

（イ）出来高図面
（建築士等が作成した基本計画図）

※以下は、記入しないでください。

確認

年 月 日
職・氏名・印

印

第 号
年 月 日

新潟市長 印

年 月 日付で実績報告のあった新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費)

4 確定助成金額

助成対象者 住所
氏名
連絡先

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、事業が完了しましたので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|-----------------|---|---|---|
| 1 | 助成金の名称 | 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(建築物工事費、工作物工事費) | | |
| 2 | 協定の名称及び認定番号 | | | |
| 3 | 助成対象費用 | | | |
| 4 | 交付決定額及びその精算額 | 交付決定額 | 円 | |
| | | 精 算 額 | 円 | |
| 5 | 助成事業完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 助成事業の成果 | 助成事業報告書のとおり | | |
| 7 | 助成事業の精算にかかる収支明細 | 助成事業収支決算書のとおり | | |
| 8 | 助成事業の公表の状況 | | | |
| 9 | 添付書類 | | | |
| | (1) | 助成事業収支決算書(別記様式第27号) | | |
| | (2) | 助成事業報告書(別記様式第28号) | | |
| | (3) | その他市長が必要と認める書類 | | |

助成事業収支決算書（建築物等整備費）

（１）助成事業の精算に係る収支明細

事業費内訳					
	区分	予算額	決算額	決算額の内、 補助対象費用	申請する 助成金の額※
収入	市補助金				
	自己資金				
支出					
収支差引額		円			

※申請する助成金の額は、要した助成対象費用の 1 / 2 又は限度額のいずれか低い方（1 軒あたり）とし、申請する助成金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

（２）その他添付書類

- （イ）工事請負契約書の写し
- （ロ）領収書等の写し

別記様式第 29 号（要綱第 20 条関係）

第 号
年 月 日

助成対象者
氏名 様

新潟市長 印

建築物等整備費 助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(建築物工事費、工作物工事費)
- 2 協定の名称及び認定番号
- 3 助成金交付決定額
- 4 確定助成金額

別記様式第 3 0 号（要綱第 2 1 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

助成対象者等
氏名 様

新潟市長 印

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金について、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費、建築物工事費、工作物工事費)
- 2 協定の名称及び認定番号等
- 3 助成金交付決定額
- 4 助成金交付決定取消額
- 5 取消理由

別記様式第 3 1 号（要綱第 2 1 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

助成対象者等
氏名 様

新潟市長 印

助成金返還命令書

年 月 日付で金額を確定した新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業
助成金について、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費、建築物工事費、工作物工事費)
- 2 協定の名称及び認定番号等
- 3 助成金の返還額
- 4 返還期限
- 5 返還理由

別記様式第32号（要綱第22条第1項関係）

年 月 日

助成対象者等
氏名 様

新潟市長 印

報告依頼書

新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金に係る下記の事項について報告を依頼します。

記

- | | | | | |
|---|--------------|---|---|---|
| 1 | 助成金の名称 | 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
(基本計画作成費、建築物工事費、工作物工事費) | | |
| 2 | 協定の名称及び認定番号等 | | | |
| 3 | 交付決定日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 報告依頼事項 | | | |
| 5 | 報告期限 | 年 | 月 | 日 |

2 協定の名称及び認定番号等

3 交付決定日 年 月 日

4 報告依賴事項

5 報告期限 年 月 日

別記様式第 3 3 号（要綱第 2 2 条第 2 項関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

助成対象者等 住所
氏名
連絡先

報 告 書

年 月 日付で報告依頼を受けた下記助成事業について報告します。

記

- 1 助成金の名称 新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
（基本計画作成費、建築物工事費、工作物工事費）
- 2 協定の名称及び認定番号等
- 3 交付決定日 年 月 日
- 4 報告事項
- 5 添付書類